

米原市外国籍市民インタビュー調査報告書

2009年2月

多文化共生研究会

(研究代表者 関西大学文学部 山ノ内裕子)

はじめに 調査の目的および方法について

本調査は、多文化共生研究会が米原市の委託を受けて、2008年10月～2009年2月に実施したものである。当研究会は、外国籍市民が日常生活において直面している問題や、米原市行政への要望を把握することを目的として、市内に居住する15世帯の外国籍市民に対してインタビュー調査を行った。

調査の実施にあたっては、米原市に外国人登録をしている20歳以上（2008年8月13日現在）の外国籍市民のうち、「ブラジル」「中国」「フィリピン」「韓国・朝鮮」「ベトナム」の国籍を有する者を抽出し、事前に調査協力について同意を得られた世帯を対象とした。その内訳はブラジル9世帯、中国2世帯、フィリピン2世帯、韓国・朝鮮1世帯、ベトナム1世帯である。

インタビューは半構造的インタビューの手法を取り、インタビュー対象者の承諾を得たうえで、ICレコーダに録音した。それらのデータは、本報告書の資料編に収めている。調査は、基本的に対象者が日常的に使用する第一言語で行ったが、ブラジル籍とフィリピン籍の方の一部は、第二言語である日本語で行った。

1 外国籍市民の置かれている現状について

インタビュー調査で得られた結果をもとに、外国籍市民の置かれている状況について述べていく。

(1) 外国籍市民の概況：米原市にどの国籍の外国人がどのくらい住んでいるのか

法務省入管統計によると、2007年末現在における外国人登録者数は2,152,973人で、中国が606,889人で、全体の28.2%を占め、以下、韓国・朝鮮（593,489人、27.6%）、ブラジル（316,967人、14.7%）、フィリピン（202,592人、9.4%）、ペルー（59,696人、2.8%）、米国（51,851人、2.4%）と続いている。一方、2009年2月28日現在、米原市で外国人登録をしている外国籍市民の数は761名であり、なかでも最も多いのが、ブラジル籍の489名で、外国籍市民全体の64.3%を占める。次いで、中国籍（134名、17.6%）、韓国・朝鮮籍（59名、7.8%）、フィリピン籍（36名、4.7%）、ベトナム籍（10名、1.3%）と続く。米原市の場合、ブラジル籍市民が全体の過半数以上を占めることが特徴である。

(2) 来住の経緯：外国籍市民はどのような経緯で来日し、米原市に居住することになったのか。また、どのような在留資格で定住しているのか

来住の経緯は、国籍によってそれぞれ特徴がある。本報告書では、米原市での外国人登録者数が多い国籍の順から、記述することとする。なお、在留資格とは、日本国内で適法に活動するための法律上の資格で、大きくは、「身分又は地位に基づく在留資格」と「活動に基づく在留資格」に分けられる。前者は、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の四つで、活動に制限はなく就労が可能である。後者はさらに、「各在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格」（「興行」「教育」「宗教」など）、「就労できない在留資格」（「留学」「就学」「研修」など）、「個々の外国人に与えられた許可の内容により就労できるかどうかが決める在留資格」（「特定活動」）の三つに分けられる。

ブラジル籍

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正以降に来日し、「日本人の配偶者等」「定住者」といった在留資格で定住し、家族単位での定住が多い。米原市に来る前に、他の自治体で生活した経験を持つ人が多い。ここ数年、在留資格を「永住者」に切り替える人が増加し、他の自治体に居住するブラジル籍の人々と同様、米原のブラジル籍市民も一時的滞在から永住化へ向かう傾向にあった。しかし、昨年末からの不況で多くのブラジル籍の人々が失業した。失業した人々の多くは、日本での定住もしくは永住を希望しているが、新しく仕事を見つけることは難しく、近い将来に帰国を予定している人は少ない。

中国籍

日本で生活する中国籍の人々は、戦前から日本に居住し、1) 在日朝鮮人同様、「特別永住者」の在留資格を有する、いわゆる「華僑」と呼ばれるオールドカマーの人々、2) 「中国帰国者」と総称される、日本人との血縁関係を持つがゆえに「日本人の配偶者等」「定住者」などの在留資格によって日本での定住が可能となっている人々、3) 「留学」や「研修」の在留資格で、大学や専門学校、日本語学校で学ぶ留学生や就学生、4) 「研修」の在留資格によって受け入れ企業で3年間研修を行う研修生など、来住の経緯はさまざまである。米原市に居住する中国籍の人々のほとんどは研修生であることが特徴的である。研修生たちは、市内の企業と契約を結んで本国から来日し、「研修」を行っている。

フィリピン籍

現在日本に定住するフィリピン籍の人々の多くは、「興行」の在留資格で来日した人々や、日本人と結婚して日本に定住している人々が中心であり、圧倒的に女性が多いことが特徴であるが、日本人の祖父母や両親を持つ日系フィリピン人も、日系ブラジル人と同様に、「定住者」「日本人の配偶者等」といった在留資格で来日し、定住している。今回、インタビュー調査に応じてくださった二名のフィリピン籍の方の在留資格は、「日本人の配偶者」（夫がフィリピン在住の日本人）「定住者」（祖父が日本人）であったが、二名とも派

遣会社からの紹介であったため、市内に居住する他のフィリピン籍の人々がどのような経緯で来住しているのかは不明である。

韓国・朝鮮籍

戦前、日本の植民地支配によって来日を余儀なくされ、戦後もそのまま日本に残った朝鮮半島出身者とその子孫。「在日朝鮮人」「在日韓国・朝鮮人」もしくは「在日コリアン」と総称され、「特別永住者」という在留資格で日本に定住している。米原市の場合、1935年以降、枝折地先に来られた人々は石灰鉱山や石灰工場での労働に従事し、また1934年から1947年までに来られた人々は主に入江内湖の干拓工事に従事していた経緯がある。

ベトナム籍

全国的には、ベトナム籍の人々の多くは、1970～80年代にかけて来日し、難民として認定されて日本に定住するいわゆる「インドシナ難民」が多いが、米原市在住のベトナム籍の人々の場合は、中国籍の人々と同様、「研修」の在留資格で来日した、研修生が多い。彼／彼女らは、受け入れ企業と直接契約を結んで母国から来日しており、中国籍の研修生と同様に、単身で来日し、会社の寮で生活している。

(3) 生活状況および生活上の困難：外国籍市民はどのような生活実態にあり、日常生活において、どのような困難に直面しているのか

労働

米原市内に居住する中国籍やベトナム籍の人々は、在留資格は「研修」だが、実際には「研修」というより、「労働」の実態にある。日本人との血縁関係で合法的就労が可能になっているブラジル籍の人々や、フィリピン籍の人々のうち、「日本人の配偶者等」「定住者」といった在留資格を有する人々は、日本国内での就労には制限はないが、経済変動に左右されやすい非正規雇用の状態に置かれている。

こうした不安定な立場にある外国籍の人々は、国内の経済状況の悪化と派遣法の改正で、いわゆる「派遣切り」の問題に直面している。直接雇用ではなく、派遣会社を通して就労するブラジル籍やフィリピン籍の人々は、昨年末から今年にかけて、次々と職を失っている。派遣会社にもよるが、すでに半数近くの外国籍労働者が失業しており、日本語が話せない人や、年齢が高い人から失業しているとのことである。ちなみに、2009年1月以降インタビューに応じてもらった外国籍市民においても、2世帯のフィリピン籍世帯が既に職を失って米原市外へ転居しており、4世帯中3世帯のブラジル籍世帯が数か月以内に派遣先との契約が終了するとのことであった。

労働者の国籍を理由とする解雇や派遣契約の解除は、労働基準法第3条および労働者派遣法第44条・第27条で禁止されており、厚生労働省が出した「外国人労働者の雇用管理の改

善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(2007年10月1日適用)では、「やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供など、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努めること」と定められているが、インタビュー調査に応じてくださった人々の話では、解雇に際しては、雇用主からのそうした援助は特に行われておらず、帰国を選択するか、さもなければ自力での職探しを迫られている実態があった。

医療・保険

日本語を第一言語としない外国籍の人々にとって、病気やけがで診察を受ける際、日本語で症状を的確に説明するのは難しい。加えて、病院で用いられる専門用語を理解することは、日本での生活が長く、日常会話に支障がない外国籍の人々であっても、容易ではない。米原市内の病院には医療通訳の専門家がないため、市内在住の外国籍市民は、多少日本語が話せる家族や友人を連れて病院に行くか、派遣会社に頼んで通訳として付き添ってもらうことが常であるが、今回、インタビュー調査に協力していただいた外国籍市民の方々は、異口同音に医療分野に強い通訳の必要性を訴えていた。

また、派遣会社を通して働いている外国籍の人々は社会保険に加入せず、自費で国民健康保険に入っている人が多い。仕事を始めるとき、一応社会保険に加入するかどうか尋ねられるものの、「社会保険に入ると時給が下がる」と説明され、意味が分からないまま、毎月の手取りが高い方を選び、社会保険に加入しないことを選択してしまった人は少なくない。インタビュー調査に応じてくださった外国籍市民の一人は、「社会保険加入の場合は、時給が200円下がると説明された」と語っていた。

本来、1日の所定労働時間が、一般の労働者の所定労働時間の4分の3以上で、かつ1ヶ月の所定労働日が一般の労働者の所定労働日の4分の3以上であれば、事業者は労働者を社会保険および厚生年金に加入させる義務があり、その費用は会社と労働者で折半するよう法で規定されている。にもかかわらず、インタビュー調査からは、事業者が負担すべき分まで労働者が負担している実態が見受けられた。

教育

外国籍の人々のうち、学齢期の子どもを伴って来日しているのは、主としてブラジル籍の世帯である。日常生活で使用する生活言語と、授業で使用する学習言語は別のものであるため、ニューカマーの子どもたちの多くは、日常会話には困らなくても、公立学校において日本語の授業についていくのに困難を抱えていることは少なくない。自治体によっては、日本語指導を必要とする児童生徒が数多く在籍する学校に、日本語指導のための加配教員を配置して、在籍している学級を離れて一日数時間日本語の指導を行う(こうした指導方法は、一般的には「取り出し授業」と呼ばれている)日本語指導教室(「国際学級」「日本

語教室」など、学校によって呼び名は異なる)を校内に設置したり、あるいはセンター校方式を採用して、上述の日本語指導教室や、基礎的な日本語や学校での基本的な生活習慣を身につけるための初期指導教室を設置したりしている。

滋賀県では、日本語指導が必要な児童生徒が2名以上在籍する場合、日本語指導の加配教員が配置されるため、ブラジル籍の子どもが8名在籍するA小学校において、加配教員による週3回合計6時間、日本語指導の取り出し授業を行われている。しかし、外国籍児童生徒在籍が1名以下の学校においては、そのような加配教員による指導は行われていない。前述のA小学校以外では、B小学校にブラジル籍の児童が1名、朝鮮籍の児童が1名、そしてC小学校にフィリピン籍の児童が1名、ブラジル籍の児童が2名在籍しているが、ブラジル籍の子どもに関しては日本で生まれ、日本語が日本人同様理解できるので、特に「日本語教育が必要な児童生徒」に含まれていない(ただし、インタビュー調査では、B小学校のブラジル籍児童の保護者は、わが子の日本語能力の不足を危惧し、日本語の指導を強く要望していた)。「日本語指導が必要な児童生徒」については、B小学校やC小学校では加配教員が配置されないことから、学級担任やその他の教員が合間を縫って日本語や教科の取り出し授業を行っているのが現状である。

また、インタビュー調査に応じてくださった方々からは、家庭への連絡文書が日本語のみなど、日本語を理解しない保護者への対応が不十分であるということが指摘された。

さらに、公立学校では、外国籍の子どもたちの母語や文化的背景を尊重し、保持するような取り組みは特に行われていない。このことは、ニューカマーだけでなく、オールドカマーの子どもたちにもあてはまることである。そのため、日本での生活が長いニューカマーの子どもたちは、母語を学ぶ機会を失っており、日本語の分からない保護者とコミュニケーションを取ることが難しくなっている。

一方、地元の公立学校ではなく、米原市や近隣の自治体にある、ブラジル人子弟を対象としたブラジル人学校へ子どもを通わせることを選択している家庭もある。ブラジル学校では、ブラジルのカリキュラムでポルトガル語によって授業が行われているため、近い将来、帰国を予定している家庭の子どもや、言葉や習慣の違いによって日本の学校になじめない子ども、日本の学校でいじめを経験した子どもなどが通っている。しかし、こうした学校は、各種学校もしくは私塾の扱いであり、学校教育法第一条で定められたところの小中高等学校(一条校)ではないため、国や自治体から一条校と同等の補助金を受けることができず、授業料が高額である。

また、昨今の不況で保護者が失業し、ブラジル人学校を退学する子どもたちが増えていくが、日本語能力が十分ではないことや、いじめなどの心配から日本の学校へ転校することを躊躇する場合が少なくない。その結果、地元の公立小中学校にもブラジル人学校にもどちらにも通わない不就学の子どもたちが増えてきているが、外国人学校は一条校ではないことから、教育委員会の管轄外という理由で、こうした子どもたちの状況が把握されているとは言い難い現状にある。

なお、米原市の小中学校において、韓国・朝鮮籍の子どもたちは、日本生まれで、第一言語が日本語であることもあって、日本人とまったく同じように扱われており、多文化共生教育などは特に行われていない。自らのルーツに誇りを持ち、民族的アイデンティティを涵養する教育を受けるためには、各種学校扱いである朝鮮学校を選ぶことになるが、米原市から最も近い朝鮮学校は大津市である。前述のように、外国人学校には国や自治体からの一条校と同等の補助金がないため、授業料が高額であり、さらには遠方にあるため、交通費も高く通学にも時間がかかる。そのため、現実的な選択肢としては、地元の公立学校に通わせることになるのが現状である。

日常生活

米原市に居住する外国籍市民の生活は、雇用形態によって大きく左右されている現状にある。正社員として働く外国籍の人々は、比較的安定した経済状況にあり、自家用車も所有しており、住居もある程度自分で選択することが可能となっているが、非正規雇用の人々の多くは不安定な雇用状態にあり、収入も安定しないため、会社が提供する社宅・寮を選ばざるを得ないことが今回の調査で明らかとなった。

非正規雇用の人々が居住するこうした住宅は、JRの駅から離れており、また路線バスの本数が少ないため、公共交通機関を使って外出するのは不便である。また、研修生や派遣会社で働く人の場合、自家用車を所有している人は少なく、近所のスーパーなどで買い物を済ませるほかは、あまり外出しない人が多い。その結果、地域から孤立して、職場と自宅の往復だけになっている実態がある。

職場と自宅の往復だけでは、日本人と接触する機会も少なく、日本語を学ぶ機会もない。そのため、日本語を学び、もっと地域に溶け込みたいと願う外国籍の人々が多いが、米原市内には日本語教室がないため、日本語学習の機会が得られないままになっている。また、米原市では月2回、「広報まいばら」を発行するほか、インターネットのホームページやCATVなどをとおして、生活に必要な情報を広く市民に知らせているが、日本語が分からない外国籍の人々は、情報を得る機会がほとんどないのが実情である。その結果、ごみの出し方や税金の支払い、各種手当の受給など、市民生活を送る上で必要な情報を得られないままになっている。

自治体によっては、広報の配布や、ラジオやCATVの番組放映、ホームページ公開を多言語で行うことによって、日本語を理解しない外国籍市民に対し生活に必要な情報を提供しているが、米原市ではそのような取り組みはなされていない。

今回のインタビュー調査でも、多くの外国籍市民が、生活に必要な情報が得られないことについて不安と不満を抱いていることが明らかとなった。とりわけ、税金に関しては、その仕組みや支払いの方法について何の情報も得られぬまま、納付書だけが送付されることに、納得がいかない様子であった。

(4) 差別・偏見の経験：国籍や民族の違いを理由にして、差別や偏見に直面したことがあるか

今回のインタビューでは、電話セールスにて、外国人であることを告げたところ、差別的な言葉を投げかけられたという経験を持つ方が 2 名、そして買い物に出かけた際、万引きの疑いをかけられた人が 1 名いたが、その他の人は特にそのような経験はないと答えていた。ちなみに、これらの 3 名のうち 1 名がオールドカマーであり、残り 2 名はニューカマーであるが、日本語での日常会話に困らない人々である。

一方、日本語が分からない人ほど、差別の経験はないと答えている。このことは、単に差別が存在しないということを示しているのではない。(3) の「日常生活」で述べたように、日本語が分からない人の多くは、職場と自宅の往復のみで日常生活を送っており、日本社会と接点がないために、直接的に差別的な事象に出会っていないだけなのである。そうであれば、日本社会から孤立せざるをえない状況こそが、差別的境遇であるといえるだろう。

(5) 行政への印象と認知度ならびに利用状況：外国籍市民は、米原市についてどのような印象を抱いているのか。また、市が提供する住民サービスをどれほど認知しており、それらをどれほど利用しているのか

日本語が話せる外国籍市民ほど、市役所への来所回数が多く、市の施設や市が提供するサービスについても認知度が高く、それらを頻繁に利用する傾向にある。しかし日本語が話せない外国籍市民にとって、市役所は敷居の高い場所であり、外国人登録や税金の支払いなどの最低限の機会にしか来所していない。そして、市がどのような施設や制度を持ち、サービスを提供しているかを把握しておらず、したがってそれらがほとんど利用されていないということが明らかになった。生活に困窮し、行政のサービスを必要としている市民こそ、市役所を訪れ、市職員に相談して、さまざまな行政サービスを利用すべきであるが、そのような人々こそ、実際にはほとんど利用していないという実態がある。また、前述のように、米原市では、外国語による市民生活の情報提供がないため、日本語を解さない外国籍市民のみならず、日本語の日常会話には全く支障がない外国籍市民でさえ、納税や、税金の還付申告、市営住宅の入手手続きや生活保護の申請、児童手当や乳児医療費助成など各種手当についての情報を入手しづらい現状にある。

また、市の印象について尋ねると、「米原市」の町並みや雰囲気に関しては「落ちついて」「自然がたくさんあってよい」とおおむね好評であるが、市役所に対しては、「閉鎖的」「冷たい」など厳しいものが多かった。こうした印象は、単に言葉の壁といった問題ではなく、市役所の職員の対応によって随分改善されると思われる。他の自治体のように、窓口で外国語ができる職員を配置することが必要であるが、実際、インタビュー調査では、

それ以前の問題として、職員が明るく笑顔で親切に、そしてシンプルな日本語で分かりやすくゆっくり話すことを望んでいた。

2. 課題と提言

外国籍住民へのインタビュー調査を通して、多文化共生のまちづくりのためのさまざまな課題が見えてきた。そこで以下は、そうした課題とその課題解決のための提言を提示したい。

課題 1：日本語のできない外国籍市民にとって、市役所は利用しづらい場所となっている



提言 1-1：市役所の対応の改善

- 市職員の親身かつ丁寧な対応
- 庁舎内案内表示の多言語併記
- 語学が堪能な市職員の活用

まず、第一の課題として挙げられるのが、市職員の対応の改善である。前述のとおり、インタビューでは、多くの人々が、市職員の対応の冷たさを挙げていた。外国語に苦手意識のある職員にとって、日本語が分からない外国籍の人々の対応は緊張を強いられ、顔がこわばってしまうのかもしれない。しかし、同様に日本語が分からない外国籍の人々は、日常生活がそうした緊張の連続なのである。だからこそ、外国籍市民にとって、日本社会の入り口である市役所こそ、外国籍市民のそうした緊張をときほぐす場であらねばならないだろう。

そのためには、市職員が親身かつ丁寧な対応をすることが求められる。日本語が分からない外国籍市民にとって、言葉が通じなくても笑顔で対応するだけでも、安心感を与えるものである。また、市役所では、とかく「お役所言葉」が使われがちであるが、難解な専門用語を使わず平易な日本語で、相手の目を見てゆっくり話すことが必要である。

また、米原市の場合、庁舎内案内表示がすべて日本語のみであるが、これらは日本語が分からない外国籍市民にとって非常に分かりづらいものとなっている。そこで、ポルトガル語、中国語、英語の三言語での表記が必要であり、ひらがなやローマ字の併記もあればなおよい。

さらに、市役所内での語学が堪能な職員を活用することも重要であろう。米原市の場合、最も外国人登録が多いのはブラジル籍であり、ポルトガル語での対応が喫緊の課題であるが、ポルトガル語ができる職員はいなくても、英語や中国語ができる職員は少なからずいるのではないだろうか。市職員で語学が堪能な職員をあらかじめリストアップしておき、

必要に応じて支援を求めることも必要であろう。そして、語学が堪能な職員の胸には、外国語での対応が可能なが一目で分かるように表示したバッジをつけておくと（たとえば、デパートやスーパーでは手話対応ができる店員がいわゆる「手話バッジ」をつけている）、外国籍市民にとっても分かりやすいであろう。

提言 1-2：市役所内での外国籍市民相談窓口の開設

- 外国語で対応可能な相談員もしくは通訳の配置
- 弾力的な窓口の開設

提言 1-1 で市職員の対応の改善の必要性を述べたが、現実には、市役所の職員だけが対応するには限界がある。そこで、他自治体と同様に、市役所に日本語によるやり取りが困難な外国人が来所した際、一元的に対応できる窓口を設置し、その窓口で外国語のできる相談員もしくは通訳を配置することが求められよう。

先にも述べたように、米原市で最も必要となるのが、ポルトガル語のできる相談員もしくは通訳の確保である。ポルトガル語に関しては、JICA海外ボランティア経験者（日系社会青年ボランティアおよび青年協力隊のOB）や、東京外語大、大阪外語大（現大阪大学外国語学部）、京都外国語大学、上智大学、天理大学等のポルトガル語科OBなどをリクルートすることが可能であろう。また、ブラジル本国からは、JETプログラムや、海外技術研修員制度の応募、もしくは直接、海外の滋賀県人会に働き掛ける人材のリクルートなどが考えられる。

また月に1回は、土曜日や夜間まで開設時間を延長する、あるいは外国籍市民の多い地域で出張相談を行うなど、外国籍市民の労働形態にあわせて弾力的に開設することが必要であろう。

課題 2：外国籍市民の多くは、日本語が分からないため、地域から孤立し、日常生活を送る

上で様々な困難に直面している



提言 2-1：日本語教室の開設

- 日本語教室開設およびその運営に対する支援
- 日本語指導ボランティアの育成

外国籍市民の多くは、日本語を習得して、地域住民と交流を持ちたいと願っているものの、実際の日常生活は職場と自宅との往復で、日本語を習得することができない状態にある。今回のインタビュー調査で、市役所に日本語教室の開設を望む声が多く寄せられており、早急に開設することが求められる。たとえば、長浜市では、市民団体である長浜ユネ

スコ協会によってボランティア講師による外国籍市民を対象とした日本語教室が運営されており、長浜市は同協会に対して、教室運営の支援を行っている。米原市でも同様の支援が行うことが求められている。

市内に日本語教室の開設を引き受ける団体がない場合は、近隣の大学等に声を掛けてボランティアを募ったり、米原市が市民に呼び掛けたりして、日本語指導ボランティアを育成する方法が考えられよう。そのためにはまず、市が日本語教育の専門家を招聘して日本語指導講座を主催し、講座終了後に、受講生の有志によって日本語教室を開設するよう働きかけていくことが必要となる。

なお、日本語教室の運営は本来行政が行うべき課題である。よって、市は、日本語教室開設後も、教室の運営に対して引き続き支援を行うことが必要であると言える。

提言 2-2：生活における外国語対応の支援

- 多言語での生活情報の提供
- 納税や各種申請手続きの簡便・簡略化
- 医療における外国語対応の支援

市民団体による日本語教室の開設が実現したとしても、短期間で外国籍市民が市民生活に必要な日本語を習得することは困難である。よって、納税やごみの分別、災害時の緊急避難場所といった生活情報の案内や、医療、教育、福祉、年金・社会保険など諸制度についての情報提供を多言語で行うことが求められる。米原市の場合、特に必要なのが、ポルトガル語、中国語そして英語の三言語である。

こうした多言語での情報提供は、先進的な自治体においては、市の広報や日常生活のためのハンドブック・ガイドブック等を、多言語で作成することによって行われている。また、(財)自治体国際化協会でも、各種届出、医療、年金、教育、税金など、日本語が分からない人々が日本で生活するために必要な生活情報を、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で記載した「多言語生活情報」を作成し、インターネットのホームページで公開しているが、こうしたリソースも活用して、外国籍市民に情報提供を行うことが必要であろう。

なお、納税や各種申請の手続きは外国籍市民のみならず、日本人にとっても複雑で煩雑である。よってこれらの手続きをできるだけ簡便・簡略化して、分かりやすく利用しやすいものにも求められるであろう。たとえば、今日、長浜市など多くの自治体では、コンビニエンスストアでの市税等の収納などの取り組みが行われ始めているが、このような取り組みは、日本人市民のみならず、日本語が分からず、勤務時間が不規則で市役所窓口や金融機関に出向くことが難しい外国籍の人々にとっても、利便性が高いものである。

一方、医療における外国語対応の支援も取り組むべき課題の一つである。まず着手しなければならないのが、前述のポルトガル語、中国語、英語の三言語に加え、ひらがな・ローマ字で、米原市内、あるいは近隣地区の医療機関リストを作成することである。湖北医師会と協力して、外国語で診察可能かどうか調査し、診療所名、診察科目、住所に加えて記載する。そして、ポルトガル語、中国語、英語の三言語で表記した、体の部位や病状を簡単に説明する情報収集シート（問診票）と医療用語・医療対話集を作成し、病院や外国籍市民に配布することである。これらのシートは、新しく作成しなくても、すでに先進的な取り組みを行っている自治体や市民団体が作成して公開しているため、それらを利用することも可能である。また、日本語が分からない外国籍市民が病院で受診する際、有償で医療通訳に同行を依頼することがあるが、その費用の一部または全額を、市が負担することが必要であろう。同時に、米原市内の各医療機関が専門の医療通訳を配置する際の支援を行うことも必要であろう。

課題 3：外国籍の子どもたちの学習権が保障されているとは言い難い現状にある



提言 3-1：外国籍の子どもの生活・就学状況を把握し、関係機関と連携しながら適宜必要な支援を行うこと

- 外国籍の子どもたちの生活・就学状況の調査
- 公立学校における外国籍児童生徒に対する支援
- 外国人学校および外国人学校在学者（すでに退学した者も含む）に対する支援

市内の公立学校に在籍する子どもたちの就学状況は、学校教育課を通してある程度は把握することが可能であろうが、外国人学校へ通っている子どもたちや、どちらの学校にも通っていない子どもたちの実態は、把握が難しい現状にある。よって、関係機関と連携しながら、外国籍の子供たちの生活・就学状況の調査を実施し、必要に応じて、適宜支援を行うことが必要である。

そこでまず必要となるのは、公立学校における日本語教育が必要な児童生徒のための支援である。前述のとおり、ブラジル籍の子どもが 8 名在籍する大原小学校では、加配教員によって週 3 回合計 6 時間、日本語指導の取り出し指導が行われているとのことであるが、日本語指導教室は開設されていないという。日本語指導教室は、単なる日本語や教科の取り出し授業の場ではなく、外国籍児童生徒の居場所であり、多文化（共生）教育の発信地である。日本語指導教室を設置し、日本語や教科の取り出し授業を含めた多文化共生教育を積極的に行うべきであろう。

一方、加配教員が配置されていない少数在籍校においても、加配校と同様に児童生徒の能力に応じた日本語指導が必要であろう。米原市内の小中学校に通うすべての外国籍児童

生徒に、等しく学習権を保障することが必要である。本来なら少数在籍校においても加配教員が配置され、国際学級が設置されることが望ましいが、困難な場合は、一般市民や教員志望学生等によるボランティア制度やインターンシップ制度の活用によって、ボランティア指導員を派遣することも検討すべきであろう。

また、日本語指導や教科の学習指導に加え、外国籍児童生徒のための支援の一つとして必要とされるのは、保護者への情報伝達である。日本語を第一言語としない外国籍の保護者にとって、学校で配布される連絡文書を理解することは容易ではない。学校連絡文書は、すでに先進的な自治体で多言語に翻訳されて、公開されている。こうした文書を活用して、保護者の方へ適宜配布することは必要であろう。また、学校連絡文書の多言語化に加え、通訳を伴った家庭訪問や、定期的な外国籍保護者のための保護者会の開催も、早急に検討すべきであろう。とりわけ、外国籍保護者のための保護者会は、単なる情報保障としての意味合いだけではなく、保護者同士のつながりを生み出す好機となりうるであろう。

一方、外国籍の子どもたちは、公立学校のみならず外国人学校にも通っているが、多くの家庭において、経済状況の悪化が理由で就学が困難になっている。そこで、ブラジル人学校などの外国人学校や、そこに通う外国籍児童生徒の経済支援も緊急に講じなければならない。加えて、授業料が払えず、すでにブラジル人学校を退学した児童生徒の就学支援も必要である。外国人学校にも日本の公立学校にも、どちらにも通っていない「不就学」の状態に陥らぬよう、市内の公立学校への転入手続きが円滑に進む様、支援を行う必要がある。外国人学校に通っていた子どもたちの日本語の能力には差があるため、転入後も、フォローが必要である。場合によっては、他の自治体（長浜市、岐阜県可児市）が行っているような、センター校方式による初期日本語適応教室を開設して、日本語や日本の学校生活への円滑な適応を支援することが必要である。

提言 3-2：文化や習慣の違いを互いに認めあう多文化共生教育を実施すること

外国籍の子どもたちの教育と言えば日本語教育の必要なニューカマーの子どもたちのみ焦点が当てられがちであるが、韓国・朝鮮籍の子どもたちや、日本で生まれ育ったニューカマーの子どもたち、そして国際結婚の子どもたちなども含めて、外国にルーツを持つすべての子どもたちが、自らのルーツに誇りを持つことのできる教育が求められよう。そのためには、外国籍の子どもたちだけが言語や文化について学ぶのではなく、すべての子どもたちが異なる文化や価値観について学ぶ機会を提供する必要がある。多様な文化や価値を認め尊重する学校づくりは、ひいては、「米原市人権尊重のまちづくり条例」で定められた、「生まれた所、住んでいる所、国籍、性別、年齢、障がい等により差別されることなく、基本的人権が尊重され、人が輝く住みよいまちの実現」に寄与することが可能となる。

課題 4: 昨年末からの経済状況の悪化によって外国籍市民の生活が劇的に変化しており、外国籍市民の雇用状況と生活状況の変化を把握し、適宜支援することが必要

↓

提言 4-1: 外国籍市民の生活に関するより詳細な実態調査の実施と、結果の公表

- 外国籍世帯、企業、学校を対象とした調査の実施
- 外国籍市民懇談会の開催
- 調査結果の公表

今回の調査は、あくまで、米原市に在住する外国籍市民の生活状況についての予備的な調査であったが、労働や医療・保険、教育など、外国籍市民にとって日常的に困難を抱えている個別の課題に関しては、引き続き調査を行うことが必要である。調査の実施にあたっては、外国籍世帯を対象とした調査に加え、企業や派遣会社における雇用状況に関する調査や、外国籍児童生徒在籍校や外国人学校における就学状況に関する調査なども実施する必要がある。さらには、インタビュー調査やアンケート調査に加え、外国籍市民を対象とした懇談会を開催して、グループヒアリングを行うことも検討すべきであろう。外国籍市民懇談会の実現は、今回の調査で外国籍市民の間から出された要望の一つであるが、こうした取り組みは、外国籍市民と市との双方向での対話を実現する好機であろう。

また、調査実施の告知や調査結果の公開については、日本人市民に対してだけでなく、外国籍市民に対しても同様に行うことが必要である。日本人市民や、日本語を第一言語とするオールドカマーの人々は、「広報まいばら」などを通して情報を得ることができるが、日本語の読み書きができない外国籍の人々は、こうした媒体から情報を入手することができない。実際、今回のインタビュー調査に協力して下さった方々は、本調査の結果が公表されることに加え、本報告書の内容が今後の施策にどう反映されるのか、強い関心を抱いていた。よって、外国語での広報誌発行や、前述の外国籍市民を対象とした懇談会の開催によって、外国籍市民に対しても積極的に情報公開を進めていくことが望まれる。

提言 4-2: 経済危機に直面した外国籍住民のための緊急支援

今回、外国籍市民に調査を行うなかで、非正規雇用に置かれた外国籍市民の多くが、急激な雇用状況の悪化で深刻な経済危機に直面していることが明らかとなった。そこで、市としては、経済状況の変化で生活が困窮している外国籍市民のために、緊急支援を講じることが必要である。昨年末以来、多くの自治体が、仕事を失って生活に困窮する市民を対象とした緊急支援を行っているが、外国籍市民に対しても同様の支援を行うべきであろう。

速やかに外国籍市民のための生活相談窓口を開設し、雇用相談や、市営住宅の申請手続きや就学援助の申請手続きの援助、場合によっては、生活費の緊急貸し付けや、生活保護申請手続きの援助を行うことが求められる。